令和６年度介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項｣ナレーション原稿

**サービス名：「通所リハビリテーション」**

**第１スライド**

　｢通所リハビリテーション｣事業所の皆様こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として行っており、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する、｢主な指導事項｣は運営指導を行った際に比較的多く見受けられた問題点、指導事項です。これらの問題点について具体的に詳しく見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

最初に、「通所リハビリテーションの提供について」です。

　医師が利用者に対して３月以上の通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断した時は、リハビリテーション計画書に継続利用が必要な理由等を明確に記載し、本人・家族に説明してください。

　また、指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、居宅サービス事業所の従業者にリハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達したことを明確に記録してください。

**第３スライド**

次に「リハビリテーションマネジメント加算」です。

理学療法士等が介護支援専門員に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達したことを明確に記録するようにしてください。

また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士への医師の指示は明確に記録してください。

**第４スライド**

次に「短期集中リハビリテーション加算について」です。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士への医師の指示は明確に記録してください。

**第５スライド**

次に介護予防の「運動器機能向上加算」です。

おおむね３月程度の長期目標を達成するため、１月程度の短期目標を設定してください。

また、運動器機能向上計画の実施期間終了後に実施する、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況についての事後アセスメントを、当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告したことを明確に記録してください。

**第６スライド(最終スライド)**

最後に「通所リハビリテーション計画の作成」です。

同意の日付の遅れや漏れがないように注意してください。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。